

千葉市総合評価落札方式(業務委託)における「書類不備」及び「欠格」の取り扱いについて

「書類不備」: 提出された技術提案や添付資料に誤記や不備があった場合等、関係する評価項目については、得点を与えません。

「欠格」: 技術提案書自体が評価されず、落札候補者になることができないことをいいます。

■「千葉市総合評価落札方式(業務委託)の試行方法(平成31年1月)及び同様式集【作成例】」における「書類不備」及び「欠格」の主な事例

※千葉市総合評価落札方式ガイドライン(工事)に準じます。

項目	種別	事例
技術提案書等の提出について	欠格	技術提案書が入札公告に指定された期間内に提出されない。
		提出メール送信後の電話連絡が無く、何らかの理由で受信されていない場合。
		提出資料のファイル形式が異なっている。
技術提案等の評価について (全般)	欠格	定められている様式で提出していない(旧様式を使用している、様式を加工している等)場合。
		評価項目に対する提案資料が未記入及び未提出の場合。
		求めた評価項目と違う提案をした場合。
		必要に応じて設定した最低限の要求要件を満たさない提案をした場合。各種法令・規則等で定める事項を満たしていない。
	書類不備	他者に資料を作成させるなど、不誠実な行為が明らかな場合。 ※この場合、関係した全ての業者の資料を不誠実なものとして取扱います。
別記様式第1号 【技術提案等提出書】	欠格	記入すべき事項(商号又は名称、委託名)が未記入又は誤記である。
		提出日が未記入である。又は記入された日付が入札公告に定める提出期間と整合しない。
別記様式第2号, 12号, 18号 【企業の保有する技術職員の状況】	書類不備	記入すべき事項が未記入又は誤記である。
		記入内容を証明する資料を添付していない場合や証明内容が不明確な場合。 ※実施要領書で定めた「資格」を有する証明として、技術士等の証明書を添付する場合は、代表1名の書類の提出でよい。
別記様式第3号, 13号 【企業の同種又は類似業務の実績】	書類不備	記入すべき事項が未記入又は誤記である。
		記入内容を証明する資料を添付していない場合や証明内容が不明確な場合。 ※契約書だけでは業務の詳細が不明な場合が多いため、その業務内容が記載されている書類を併せて添付して下さい。
別記様式第4号 【企業の同種又は類似業務の評定点】	書類不備	記入すべき事項が未記入又は誤記である。
		記入内容を証明する資料を添付していない場合や証明内容が不明確な場合。
別記様式第5号, 15号 【配置予定技術者の経験及び能力等】	欠格	本書が未提出である場合(実施要領書に定める技術者ごとの提出がない場合)。または、「氏名」、「生年月日」が未記入な場合。
	書類不備	記入すべき事項が未記入又は誤記である。
		記入内容を証明する資料を添付していない場合や証明内容が不明確な場合。 ※契約書だけでは業務の詳細が不明な場合が多いため、その業務内容が記載されている書類を併せて添付して下さい。
別記様式第6号 【業務実施体制の妥当性】	欠格	主たる業務の部分を他のものに再委託する場合。
		業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。
		一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。
別記様式第7号 【業務の実施方針】	欠格	本書の提出が必須項目であるのに未提出である場合(白紙提出の場合も含む)。
		取組体制及び実務実施上配慮すべき事項が不適切である場合。
	書類不備	記入すべき事項が未記入又は誤記である。 指定枚数を超過して提出した場合。 ※実施要領書で指定された提出枚数を欄外に記載のうえ提出下さい。
別記様式第8号 【工程計画】	欠格	本書の提出が必須項目であるのに未提出である場合(白紙提出の場合も含む)。
		工程計画が不適切な場合。
	書類不備	記入すべき事項が未記入又は誤記である。 A4版1枚以内で提出されていない場合。
別記様式第9号 【技術提案】	欠格	本書の提出が必須項目であるのに未提出である場合(白紙提出の場合も含む)。
		技術提案の的確性及び実現性が不適切である場合。
	書類不備	記入すべき事項が未記入又は誤記である。 指定枚数を超過して提出した場合 ※実施要領書で指定された提出枚数を欄外に記載のうえ提出下さい。
別記様式第11号, 17号 【技術提案等提出書】	欠格	記入すべき事項(商号又は名称、委託名)が未記入又は誤記である。
		提出日が未記入である。又は記入された日付が入札公告に定める提出期間と整合しない。
別記様式第14号, 19号 【企業の同種業務における成績評定点の平均点】	書類不備	「基礎点制度実績通知書」の交付を受けているのに写しが添付されていない場合。 ※上記通知書の「業務成績評定点の実績」は適用対象が限定されております。実施要領書で定めた「同種業務」と異なる場合は、別記様式及び添付資料の提出が必要となります。
		記入すべき事項が未記入又は誤記である。
別記様式第16号, 21号 【災害等協力者名簿の登載、災害活動・ボランティア活動の実績】	書類不備	記入内容を証明する資料を添付していない場合や証明内容が不明確な場合。 ※ボランティア活動の証明資料は下記①②③全ての添付が必要となります。 ①ボランティア活動募集文書(広く一般に公募していることが確認できるもの。自治会等清掃の場合は回覧文書) ②参加証明書(主催団体からの参加証明書)又は新聞記事、不特定多数が閲覧可能な主催団体が開設しているホームページの写し、機関誌等での参加会社名が確認可能な資料(作業状況写真のみでの確認は除く) ③活動写真(会社の参加者のみでなく、活動全体の概要が把握可能な写真3枚程度)
		記入すべき事項が未記入又は誤記である。
		記入内容を証明する資料を添付していない場合や証明内容が不明確な場合。 ※「入札参加資格要件」で実務経験が定められていない場合は、「実務経験内容」の記載及び証明資料の添付は不用です。
別記様式第20号 【配置予定技術者の経験及び能力等】	欠格	本書が未提出である場合(実施要領書に定める技術者ごとの提出がない場合)。または、「氏名」、「生年月日」が未記入な場合。
	書類不備	記入すべき事項が未記入又は誤記である。 記入内容を証明する資料を添付していない場合や証明内容が不明確な場合。 ※「入札参加資格要件」で実務経験が定められていない場合は、「実務経験内容」の記載及び証明資料の添付は不用です。

※「書類不備」及び「欠格」となる事例は上記の限りではありません。